

## 日本学術会議は「軍事研究を行わない」 という2つの声明の継承を決定！

### 防衛装備庁の制度に応募させない取り組みこそが鍵！

日本学術会議の「安全保障と学術に関する検討委員会」は、3月7日に最後の委員会を開催し、議論の末、新たな声明案と、この間の議論で確認された内容をまとめた「報告書案」を採択した。（その委員会の審議についてはp.3参照）軍学共同反対連絡会はその声明案の意義を評価し、総会での圧倒的な採択を望む見解を3月15日に発表した。（連絡会HP参照）

その後、声明案は査読を経て3月24日の日本学術会議幹事会で審議された。「検討委員会」としては、この声明の重要性に鑑み、4月13日からの日本学術会議総会での採択を望んでいたが、これまでの他の声明と同じように幹事会で採択し総会で報告することとなった。そして幹事会でほぼ原案通り採択され、日本学術会議声明として正式に発出された。（p.4 幹事会報告参照）なお声明と一体である「報告書案」の採択は次回の幹事会に回されたが、私たちはそれも原案通り採択されることを強く要望する。

この新たな声明は、現在進行する日本社会の軍事化、その一環として大学や研究機関などを軍事研究へと動員しようとする安倍政権の動きに対する「学問の自由」と学術の健全な発展を守る立場からの反撃である。この新たな声明の意義と今後の課題について、軍学共同反対連絡会は4月1日に声明を発した。（p.2に掲載）

防衛装備庁はこの新たな声明で批判された問題点を糊塗しながら、110億の予算を餌に研究者を軍事研究へ引きずり込もうと躍起になっている。その甘言に惑わされないよう応募要項の批判も重要である。（p.5参照）

今後の闘いの鍵は各大学・研究所で安全保障技術研究推進制度への応募をさせないことである。防衛装備庁にこの制度の廃止を要請するとともに、全国の大学・研究機関に本制度に応募することのないよう求める署名は1万筆に迫っている。第一次集約分6767筆を3月7日防衛装備庁に届けた。今後はこの署名に込められた人々の願いを各大学・研究機関そして一人ひとりの研究者につきつけ、応募しないように粘りつよく説得していこう。あわせて、新声明が提起している厳格な審査制度を各大学等に設けさせねばならない。それは、先行して出された豊橋技術科学大学の規定のような形式的で鵠的のものであってはならない。（p.7参照）

本号を活用され、各大学・研究機関でこの4月から応募締め切りの5月末まで、一人の応募者も出さないように奮闘されることを心から訴えたい。

**軍学共同反対・  
大学の危機突破  
学術会議前大要請行動**

**4月14日（金）**

**時間未定連絡会HP参照**

学術会議前（千代田線 乃木坂駅 5番出口前）

スタンディング（あなたの思いをプラカード等で）

リレートーク：軍学共同反対連絡会、私大教連、軍学共同反対市民の会、戦争と医の倫理を検証する会、武器輸出反対ネットワーク（NAJAT）、全大教（予定）、学生グループPeaceNight9（予定）他  
主催 軍学共同反対連絡会

4月14日の学術会議総会に参加する210人の会員へ訴える学術会議前行動です。総会で新声明の意義を理解し深める議論を行うこと、総会の総意として新声明を支持すること、また「推進制度」に各大学等で拒否するよう訴えます。同時に、背景にある大学の危機的な研究費の現状の打開も訴えます。多数の方のご参加をお願いします。（日程を13日から14日に変更しました。）

## 軍学共同反対連絡会声明

# 軍事研究に関する日本学術会議の2017年声明の 意義と今後の課題

3月24日、日本学術会議は「軍事的安全保障研究に関する声明」(以下、新声明)を発出した。日本学術会議は、2015年度から始まった防衛装備庁による「安全保障技術研究推進制度」(以下、「推進制度」)が大学等の研究機関(以下、大学等)の研究や教育に及ぼす影響を検討するために、昨年6月、「安全保障と学術に関する検討委員会(杉田敦委員長)」(以下、委員会)を設置した。委員会は11回に及ぶ審議と学術フォーラムでの市民との対話を経て新声明案をとりまとめ、それを日本学術会議幹事会がほぼ原案通り承認し、日本学術会議声明とすることを決定した。以下、新声明についての軍学共同反対連絡会の見解を表明する。

1) 新声明は、過去の2つの声明(1950年「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」、1967年「軍事目的のための科学研究を行なわない声明」)の背景には、「戦争協力への反省」と再び同様の事態が生じることへの「懸念」があったと捉え、「学術と軍事が接近しつつある」今、軍事研究が「学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることを確認し、2つの声明を継承する」とした。科学者に、現在の状況の中で軍事との緊張関係が高まっていることへの自覚を促し、2つの声明の「継承」を明確に表明した点は極めて重要である。

2) 新声明は、防衛装備庁が「推進制度」をテコに科学者を軍事研究に動員しようとしている現在、同制度がもたらす結果と運営上の問題に焦点を当て、「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と明記した。これは研究者や大学等が応募すべきではないことを実質的に表明したものである。

3) 新声明は、研究成果が軍事目的に転用されないための具体的な手立てを提起している。新声明と一体のものである委員会の「報告」で明記されているように、資金が軍事組織から出るものは「基礎研究」と称していても「軍事的安全保障研究」であるとし、その入り口において「適切性」を大学等が審査する制度を作ること、また学協会等がガイドラインを設定することを求めている。そして科学者コミュニティが社会と共に議論し考え続けていくべきこと、そのために日本学術会議が率先して検討を進めることを表明している。

4) 新声明はさらに、学術の発展に必要なのは、「科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開

性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である」としている。研究費不足から防衛装備庁の「推進制度」につられがちな研究者もいる中で、本来、科学者コミュニティが取り組むべき課題を明確にしたことも重要である。

5) 防衛装備庁が2017年度予算で「推進制度」に110億円もの巨費を投じ、金の力で研究者を軍事研究へ動員しようとする中、この新声明を実効あるものにするのが急務である。そのために連絡会は次のことを訴える。

①4月13日～15日の日本学術会議総会において、新声明の意義を高く評価し、さらに中身を深める議論を繰り広げ、総会の総意として新声明を支持すること。また、「推進制度」が学術に及ぼす負の影響を真摯に考え、各大学等でどのように対処するかの議論を開始すること。

②新声明の意義を広く社会的に明らかにするために、日本学術会議が全国各地でフォーラムなどを行うとともに、日本学術会議の常設委員会などでこの問題を継続して議論していくこと。

③各大学等で、また関連する学協会で、この新声明の趣旨を全構成員に周知し、3)の審査制度やガイドラインが具備すべき内容について検討を始めること。その際、執行部周辺だけで決めるのではなく、それぞれの組織において全構成員の議論が反映するように民主的に行うことはもちろん、さらに広く市民の声も配慮すること。

④この声明で示された学術研究への「負の影響」を考えれば、研究者は「推進制度」に応募すべきではない。すでに2017年度の募集が始まっているが、この新声明の精神に則って各大学等における審査制度や学協会によるガイドラインが策定されれば、大学等からの応募を認めることはありえないはずである。

軍学共同反対連絡会は、新声明をもとに軍学共同反対の声をさらに広げ、防衛装備庁の「推進制度」の撤廃をめざし今後も力を尽くしたい。

2017年4月1日 軍学共同反対連絡会

(共同代表 池内了、野田隆三郎、西山勝夫)

## なぜ“継承”としたのか

### 3月7日日本学術会議「安全保障と学術に関する検討委員会」の議論から

3月7日に最後の検討委員会が開かれ、3時間余に及び討論の末、学術会議声明の委員会案が確定した。この日杉田委員長が提起した原案は、過去の声明の「堅持」ではなく「継承」となっていた。それは後退なのだろうか。それとも問題をより深く捉えることなのだろうか。この点の理解が学術会議の新声明の評価を左右する。そこでまず杉田委員長がなぜ「継承」としたのか、その真意を委員会の発言から見てみよう。(議事録は日本学術会議のHPから上記検討委員会のページを開くと見ることができる。)

《杉田委員長》 50年声明堅持と単に書くのであれば、私どもの声明を特に出す必要はない。50年声明は、軍事目的、戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わないという非常に強い文言だが、戦争とは何かは定義していない。戦争は侵略戦争であると読めば、自衛と名が付けばOKと読むことも可能。戦争を目的とする科学の研究は行わないということだけだと意味内容は確定しない。委員会の中でも自衛権の範囲での軍事的安全保障研究は許されるという意見もある。その解釈で50年声明堅持というだけでは歯止めがない。軍事研究で侵略戦争を目的としてやると言うことはない。

では何を議論すべきか。50年声明は憲法9条と23条(学問の自由)の二つに大きくかかわっている。9条との関係を議論すべきだと言う方がいるが、9条を軸に議論すると日本社会でも国論が二分する。9条は人間の安全保障だけしか認めず軍事的なものは全て否定しているという考え方、専守防衛は許されるという立場、個別的自衛権は全般に許されるという立場、さらに集団的自衛権も許されるという議論もある。9条を軸に論じても自衛権の概念について一致できない。もし自衛権ならOKと言う場合も、自衛権によって許される技術研究が一義的に定義されないので、いかなる研究もできることになり歯止めがない。

50年声明は、憲法23条が否定する政府による学術の動員に対する問題意識を強く持っている。この学術の自律性・独立性こそ日本の学術全体に責任を持つ学術会議が考えるべき問題。この問題に関しては科学者コミュニティで一定の共通理解が可能。そこでこの点を中心に議論してきた。

そういう立場からこの50年、67年声明を継承する。憲法23条、つまり学問の自由、学術の健全な発展と軍事的安全保障研究との関係ということを中心として我々は論じてきた。50年声明をその点において継承し、発展させることを意図して提案する。

この提案を受けて次のような議論が繰り広げられた。

《小松委員》 二つの声明をそのまま継承することは、軍事的な安全保障研究を全部否定すること。これらの声明を現在の状況に合わせて修正若しくは条件付きとするなら良いが、そのまま継承すると自己矛盾を引起す。学術会議は全国84万人の学術者の代表で、企業や防衛省の研究者も含まれる。全面否定したらこの人たちの立場はどうなるのか。戦争を目的とする研究に自衛のための研究は含まれないとなればその継承は私も賛成。そのままの継承には反対。

《杉田委員長》 憲法23条の学問の自由との関係で、戦争あるいはその他の行為により学術が政府によって強く動員されたことへの反省を主軸に論じてきた。侵略のために研究しているとはどこの国も絶対言わない。自衛目的の研究はOKとすれば全ての軍事研究を認めることになる。線引きは簡単には引けないからこそ、各学協会、あるいは各大学が考える必要がある。50年声明は、そこは割合自明だと考えていた可能性がある。しかし今日、その区別がしにくくなっているからこそ、考え、悩んでいく必要がある。自衛のためならいいと概念的に規定してしまうと、この研究は全部自衛のためと言ってもいいれば包括的に承認されてしまう。そうではないというのがこの声明の立場。

《山極委員》 基本的に「継承」という考えには賛成。ただ「堅持」であればかなり単純に軍事研究を否定する。その後の議論を、学協会、研究者コミュニティに投げることで声明としてはかなりトーンが甘くなった。ただしこれは仕方がない。委員会で断定的なところまでいけなかった。「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設ける」という文で「技術的」は何を指すのか。倫理的には、2つの声明の継承で納得できる。しかし倫理的には許されないが技術的には許されるということが起こり得るのか。その辺が曖昧。大学にとっては致命的な矛盾になりかねない。

《杉田委員長》 その研究がどういう方向性でどのように利用され得るのか、まず確認する。その上で、人権等の価値との関係でどうなるのか。その趣旨で「技術的」と入れている。また学術会議は全ての軍事的なものは否定するというように、そこまで安全保障の問題にコミットすることはできないだけでなく、ふさわしくない。科学者コミュニティはいろいろな学術分野についての専門性で集まっている。日本の科学者コミュニティ全体として、例えば自衛隊は違憲か合憲か、日米安保は正しいか間違いか、ということでは一致することはそもそもおかし。それについて様々な意見があることは前提。その上で、憲法23条にかかわるような学術全体が変質することがあってはいけないことをかなり強く示している。その観点から、軍事的安全保障研究について大学は考えるべきではないかと整理しており、妥協とは思わない。

《井野瀬委員》 学術会議が結局何を言うべきか、あるいは何が言えるのか。これまで全く考えていなかった、あるいは大学もそういうことを考えてこなかった、そこに考える手がかりになることを言うていく。それができるのは、学術会議しかないから、ここで議論をしていると私は思っています。なぜ学術会議が考えたかは単純です。日本で学術の軍事化がいろいろなレベルで進んでいる中で、二つの声明という歴史的な重みを持っているのは、もはや学術会議しかないからです。そこをここにして考える手がかりを与えていく。それがここに生かされている。学術会議が国民と科学者コミュニティと、様々なレベルで議論を始めなければいけない。それも学術会議の使命であり、それがなければ学術会議の意味はない。

その後、声明案の中身について具体的な議論が繰り広げられた。冒頭のこの議論は、さらに今後、私たち自身が深めていくべきものであるように思う。

# 2017.3.24 日本学術会議幹事会を傍聴して

井原 聰

## 幹事会決議

3月24日、第243回日本学術会議幹事会が開催されました。ここでは「安全保障と学術に関わる検討委員会」（以下、検討委員会と略す）が決定した「声明（案）」を検討委員会の強い要望により幹事会決議ではなく4月13日から始まる第173回総会に提案し決議することを審議しました。そのため声明案を査読する査読委員会（委員長井野瀬久美恵幹事）の修正を経た声明案が提出されましたが、総会ではなく幹事会で採択し、声明を発出することに決定されました。総会（13日～15日）には報告という形になり、これと一体をなす「報告」は審議せず、次回以降の幹事会に持越しとなりました。

## 総会決議か幹事会決議か

以下は傍聴した私の印象記です。

出席した幹事（12人）のうち、5人が総会での決議に反対を表明しました。その中には検討委員会のメンバーであった方が2人含まれていました。もっとも、日本学術会議の声明の発出の仕方而言えれば幹事会で決議することが通常のやり方なので問題はないのですが、総会で決議するのと幹事会で決議するのでは「重み」が違うという面があります。

約3時間の幹事会の議論のうち3分の2をこの声明問題で費やしたことになったように感じました。当初、総会での決議に反対する大きな声に、傍聴していた私はハラハラさせられっぱなしでした。しかし、次第に「声明の内容には賛成」だということがわかり、ほっとしました。

手続き論として「なぜ従来のような幹事会決議でいけないのか」「総会で種々な意見が出てまとめ切れるのか」「このような声明というものは（総会で）そもそも決をとるようなものではないはず」「反対者が出たとき、反対者何人と声明に書き込みますか」など、議論が沸きました。

そこで、別の案件を先に片付けて、休会の後、再度議論がなされ、声の大きかった「幹事会での決議」が採用されました。したがって、この審議案件は検討委員会に差し戻され、杉田敦検討委員会委員長が幹事会に改めて提案を行い、声明の案文が検討されました。

## 案文をめぐる

「政府による研究者の活動への一方的な介入が強まる懸念がある」「政府による研究への介入が著しく」などの表現は政府に反対するようでもっとソフトな表現にすべき、という意見が検討委員でもあった幹事から出され、杉田委員長は「（そのような意見は）これまでの委員会の中で言ってほしかった」とたしなめる場面もありました。また、「継承とい

関係にあることを確認しただけでよいのか」等々の意見も出されました。さらに「（軍事研究賛成、反対の）どちらにもとれる部分もある」とそのいくつかを指摘した幹事もいました。

杉田委員長は懸命に、真摯に、こうした議論を押し返し、提案の声明文の一部の修正で案文が採択されました。「政府による研究者の活動への一方的な介入が強まる懸念がある。」の「一方的な」を削除しろといった幹事（検討委員でもある）に対して、杉田委員長は査読委員会が挿入すべきとしたものであるから、検討委員会としては削除してもかまわないとなり、査読委員会の井野瀬委員長が了承しこの一言だけが修正され決議にこぎつけました。

## 率直な感想

総会前の幹事会によって声明がどのように取り扱われるのか、私はかなり疑心暗鬼の状態で行きました。幹事会で総会に出すことに反対の意見がまず飛び出しました。このまま潰されてしまうのかとさえ思いました。総会でのサイレント・マジョリティの動向が全く読めない状況ですから、反対意見や修正提案を連発されれば決議が出せない危険性も考えられます。幹事会の場ですら、これまでの議論の蓄積を無視して、声明案文の修正を求める検討委員でもある幹事が2人もいたのですから、総会での議論は押し知るべしでしょう。ですから総会での決議反対を言い出した幹事の戦術だったのかもしれませんが、幹事会での決議は私のほうから見ると「怪我の功名」だったように思います。

通常の学術会議の声明の発出の仕方にもどって冷静に杉田委員長は対応してくれたと思います。今後は、この声明を実効性のあるものとして、声明を生かして、研究者コミュニティで、ガイドラインや委員会などを作って対応する運動が不可欠だと考えました。研究者コミュニティがガイドラインをつくるという点で、結局、各大学等に丸投げしたのではないかと、という批判がありますがそれはあたらなないと思います。かつての声明は、さまざまな研究場裏で、声明を実行あるものに仕上げ、鍛えていかなければならなかったのを、怠ってきたからです。学術会議まかせになっていて、研究者一人、一人が学術の健全な発展のためには、学問の自由が欠かせないことを、そしてそれを守る活動の重みを個々の科学者が体験し共有しあうことこそ必要だったと思います。この声明はそういう方途に道を拓いたもので、過去の声明を金科玉条にしなかったことを評価すべきだと思います。そして、学術研究への政府や時の権力の介入を許さないという言明はかつての声明にはなかったものです。

声明に対する評価については本会が格調の高い声明を出しているの、これ以上触れずにおきます。

# 冒頭に重大な仕掛けが！

## 「安全保障技術研究推進制度」の「公募要領」の問題点批判

池内 了

防衛装備庁は2017年度「安全保障技術研究推進制度」の「公募要領」を3月29日に発表し、本格的な募集を開始した。この公募要領を詳しく見れば、防衛装備庁が実に細かく神経を使って本音を隠し、応募する研究者が抱く疑問・疑惑・不安をやわらげようとしているかがよくわかる。以下、私の気がついた部分について、昨年と比較し批判する。

まず「要領」の冒頭に、目立つように黄色のバックに赤字で「受託者による研究成果の公表を制限することはありません」など4点について、わざわざ「××はありません」とする言い訳が麗々しく掲げられている。特定秘密に関することやプログラムオフィサー（PO）の研究への介入について、研究者を安心させようとの魂胆である。これで安心して応募する研究者が増えるのだろうか？

(1) 冒頭の表紙の「注意事項」に重大な仕掛けが隠されていることに注意する必要がある。募集の締め切りは5月31日であるが、応募者が所属している機関の長による承諾書提出は6月30日必着としており、1ヵ月間遅らせることを可能としている。この委託制度は防衛装備庁と研究者が所属する研究機関との間で結ばれるものであるのに、なぜ研究機関からの承諾書が遅れていいとしたのだろうか？

私の憶測では、まず先に（研究機関の承諾なしで）研究者からの応募を受け付け、応募者に機関の長に対して働きかけをさせて承諾書を得るという段取りとすれば、応募数を増やすことができる上に、機関の長も応募に承諾を与えやすいと装備庁が考えているのではないだろうか。もっと憶測をたくましくすれば、応募者に採択を匂わせ応募承認をしつづけている機関の長に強く迫るようにさせようとの装備庁の魂胆があるのではないだろうか。いずれにしろ、重大な仕掛けが隠されているのではないだろうか？

(2) p.4「1.1 制度の趣旨」では、昨年は「防衛技術の急激な進展」から始まって直ちに防衛技術とデュアルユースへ繋いでいたが、今年は「わが国を取り巻く安全環境の厳しさ」を強調しており、デュアルユースはその次となっている。中国や北朝鮮の脅威を言い続けることが政府の決まり文句になっているためだろう。また、細かなことだが防衛装備

品という言葉が「防衛分野」という言葉に置き換え、将来の装備品に繋がっていくことが期待されるという言葉が抹消しているように、「防衛装備品が武器及び兵器に関わる技術」であるということがかなり知られるようになったので、この言葉も控えるようにしていると思われる。昨年まで「成果の公開を原則としており」を取り止め、「研究成果の公表を制限することはありません」という統一した表現にしている。なぜ、「研究成果の発表は完全に自由です」と書かないのか、書けない理由があるからだろう。

新たに書き加えられたことで、POの存在が他の競争的資金制度とも同じであることを強調するために、「国民の税金を原資とする他の競争的資金制度と同様に研究の進捗管理を行なう必要があることから、防衛装備庁の職員が研究の円滑な実施や予算の適正な執行を図る観点から進捗管理を行ないますが、研究の内容に介入するためのものではありません」と、わざわざ書き足している。「研究の内容」に介入はしなくても、「成果の公表の範囲や方法」について介入するためであろうことは想像できる。

(3) p.5「1.2 制度の流れ及び募集の概要」で、次の3つのタイプを募集するとしている。

タイプA：従来型の3カ年を上限として、1年間の直接経費が3000万円以内

タイプB：Aと同様だが1年間の直接経費が1000万円以内

AとBの新規分約3億円、15・16年度の継続分を合わせて9億円を考えているらしい。

タイプS：原則5カ年継続で5年間最大20億円を8件程度という枠を新設。

Sタイプのための17年度歳出予算は約12億円、後年度負担88億円。総計100億円は5年間で執行する予定のようである。おそらく、タイプSは、プロジェクトを総額5億円くらいから20億円までの予算ランクに分けて8件選ぶのではない。あるいは今後の予算増を見込んで最大20億円×8件を考えているのかもしれない。

(4) p.10「1.4 本制度のポイント」で、冒頭に再び4点について「××はありません」と赤字で書き込んでいる。念には念を入れなのだろうが、ここまでしつこいと、かえって怪しまれるのではないだろうか。

この項目の(1)「成果の公表について」では、昨年までは「成果の公開を原則としています」としていたのを、「成果の公表を制限することはありません」と同じ文言を繰り返しているが、「研究成果公表の際は、研究の円滑な進捗状況の確認から、あらかじめ防衛装備庁に通知していただく」ことは同じである。ここにPOが進捗状況に介入して、アレコレの制限をつける余地を確保しているのである。

そして、この項目にp.11(4)「研究の進め方について」を新たに加え、「防衛装備庁側の担当者として、POが研究の進捗管理を実施しますので、協力をお願いします」というようにPOの存在・役割について釘を刺している。彼らは「研究主体はあくまでも研究実施者であることを十分に尊重して行うこととしており、POが研究内容に介入することはありません」と再び強調しているが、研究公表の内容や方法については上の(1)にあるように「通知」しなければならず、当然「通知」が受領されるためには承認が必要なのである。

(5) p.16「3.1 研究の進め方」では、昨年と同様「POが研究の進捗管理を実施しますので協力をお願いします」と書いた上に、今年度の募集要領には「POが行う進捗管理は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究計画について調整、助言又は指導を行うものとしています」と本音がでていいる。これは「研究内容への介入」ではないというために「ただし書き」で、「不正行為を未然に防ぐため」とか、「研究実施者の意思に反して研究計画を変更させることはありません」と書いて、研究者の不安を取り除こうとしている。だが「研究計画についての調整、助言又は指導を行う」と上に書いていることと整合するのだろうか。

(6) p.18「3.3 研究成果の外部への公表手続」では、昨年は「外部への公開が可能です」とあったのを、統一して「公表を制限することはありません」としている。だが、「研究実施期間中の公表に当たっては、その概要について研究の進捗を確認する観点から、あらかじめ防衛装備庁に通知していただく必要があります」とあり、やはり「通知」を課している。「公表前に委託契約事務処理要領に定める『成果公表届』を事務局まで提出してください」としており、この要領の第36条「研究成果の公表」の項には「得られた成果を制限されることなく公表することができる。この場合において、公表する内容は予め防衛装備庁に通知するものとする」とあり、やはり「通知」によって承認を得なければ公表することができないと解釈するのが普通であろう。

結局、装備庁はPOが進捗状況に介入し、そして発表前の「通知」によって中身を確認する、という二重の手続きで公開性への制限をしようと考えていると読むことができる。

(7) p.28に「2017年度に募集する研究テーマ一覧」が示されており、今年は30件で、昨年の20件を大幅に上回っている。ざっと見たところ、昨年より一般的・抽象的な表現に変えて、どのような軍事目的があるかをぼかそうとしている。例えば、以前の公募要領に記されていた「昆虫あるいは小鳥サイズの小型飛行体実現に資する基礎技術」は、「生物を模擬した小型飛行体実現に関する基礎技術」に変え、「革新的な手法を用いたサイバー攻撃自動対処」は「自動的なサイバー防護技術に関する基礎研究」に変えるという具合である。30件のテーマすべての末尾に「基礎技術」という言葉を付け、基礎研究であることを強調していることがいかにも見え透いている。

以上、とりあえずの批判である。さらに詳しく分析する機会があれば、再度報告したい。



# 「軍事的安全保障研究」の適切性を議論するに当たって各大学に訴える

—豊橋技術科学大学の「競争的資金制度等による安全保障研究の取扱い」の問題—

池内 了

防衛装備庁が創設した委託研究制度である「安全保障技術研究推進制度」をめぐって、日本学術会議において真摯な議論がなされ、2017年3月24日の幹事会において、「安全保障と学術に関する検討委員会」から提案された「軍事的安全保障に関する声明（案）」が日本学術会議として正式の「声明」として一部修正して採択することが決定されました。1967年の「軍事目的のための科学研究行わない声明」以来、50年ぶりに大学や研究機関（以下、大学等）が軍事研究に関わることに對して抑制的であるべきことを宣言したもので、軍学共同が露骨に推進されようとしている現在、それに歯止めをかける上で重要な礎になると考えています。

特に、この声明において

「大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」

と謳っているように、今後は大学等において軍事的安全保障研究の適切性を審査するための制度を設けるべきことが求められています。一部の大学では既に行動要綱とか倫理綱領を定め、軍学共同を禁じたり、防衛装備庁の委託研究制度に応募しないことを宣言していますが、それはごく少数で、多くの大学では未決状態であり、今後どのような考え方で、どのような形の組織や制度を設けるか検討することになると思われます。

## 豊橋技術科学大学のホームページより 競争的資金制度等による安全保障研究の取扱い

本学は、「豊橋技術科学大学における研究者等の行動規範」において、研究成果の利用の両義性に関連して「研究者は、自らの研究成果が、自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。」と定めている。また、日本学術会議の1950年及び1967年の「戦争を目的とする科学の研究は行わない」とする趣旨の声明は、日本国憲法及び法令に基づいて活動を行う我が国の教育研究機関として、尊重すべきものであると認識する。これらのことを踏まえ、戦争を目的とする研究を本学の研究者が行わないよう、今後、安全保障研究に係る競争的資金制度等（内閣府による用語の定義に基づき、科学研究費助成事業等の「競争的資金」のみならず、公募により公的・（以下略）

その矢先の3月22日に、日本学術会議の会長である大西隆氏が学長を務める豊橋技術科学大学が

「競争的資金制度等による安全保障研究の取扱い」（以下、「取扱い」）を公表しました。問題が多い規定であることから、急遽私たちの意見を公表することにしました。というのは、この豊橋技術科学大学の「取扱い」には学術会議の声明とは相いれない記述が含まれているからです。今後、これが各大学の方針策定に対して懸念される悪影響を与えることが予想されるので、それに対する批判を行ないつつ、大学として採るべき方向について意見を述べることにしたいと思います。

その前にまず言うておかねばならないことは、日本学術会議が「軍事的安全保障」という聞きなれない言葉を使っている理由です。一口に「安全保障」と言っても、その前に冠せられる「国家の」とか「軍事的」とか「人間の」というような言葉によってその意味内容が大きく異なることになり、何もつけずにただ「安全保障」のみの場合には人によってイメージが異なるという問題があります。日本学術会議が敢えて「軍事的安全保障」という呼び方をしたのは、「軍事力を背景とする安全保障」に問題を絞ったということです。端的に言えば「軍事研究」のことなのですが、その言葉に攻撃的な意味合いが含まれているとの抗議が出されて、「軍事的安全保障研究」という言葉が使われるようになったという経緯があります。

さらに、もう一点「安全保障技術研究推進制度」について述べておきたいことがあります。この制度は防衛装備庁が創設した資金提供制度で、大学等の研究者はその資金を得て研究成果を提供するという関係ですから、言わずもがなのことですが一般には資金提供者の方が資金の受領者側より強い立場にあるということです。また、防衛装備庁は国家の機関であるのに対し、資金の受領者である研究者は一個人でしかなく、大きな非対称があるということも押さえておく必要があると思われまます。つまり、資金提供者である防衛装備庁は、いつでも資金提供を打ち切ることができるとの暗黙の圧力を一介の研究者に掛けることができ、資金を打ち切られたくない受領者は自らの意に沿わない事柄でも飲まざるを得なくなる可能性が高いということです。そして、たとえ実際には厭々押しつけられた契約であったとしても、防衛装備庁は大学等が円滑に資金を受け入れて受託研究を行なっていると見せかけることによって、より一層広く支持を得ようとしています。だから、防衛装備庁がこの制度について使う言葉の意味や使

い方をきちんと吟味して、真の狙いを読み解かなければなりません。

そこで、以下では豊橋技術科学大学の「競争的資金制度等による安全保障研究の取扱い」の問題点を指摘することにしましょう。その原文は

<https://www.tut.ac.jp/docs/170322kisyakaiken.pdf>

に掲載されています。これを参照しながら読んでいただくとわかりよいと思います。

<1>この「取扱い」の主要な部分は、「1. 競争的資金制度に基づく安全保障研究の取扱い」に書かれています。

- (1) において、学内に「戦略企画会議」を設けて「安全保障研究に関わる競争的資金制度の情報を収集する」ことが述べられています。しかし、「戦略企画会議」がどのような根拠（学内規定や取り決め等）で設置され、どのような立場で議論し、どのような権限があるかが書かれておらず、また会議の構成員に関する規定もありません。普通の会議設置に関する規程が何もないのです。
- (2) においては、「本学の研究者から安全保障に係る研究の申請希望があった場合は、戦略企画会議において審査する」と書かれていますが、「戦略企画会議における検討の必要性の有無については、総務担当理事が判断する」としており、この理事が検討の必要なしと判断すればそもそも議論が行われなくなってしまう。理事の権限を強くして、理事の判断という抜け穴が用意されていると言わざるを得ません。
- (3) においては、具体的な審議を行なうために「安全保障研究に関する専門部会」を設けてそこで可否を審議することを規定し、
- (4) においては、その専門部会の構成員を規定しているが、総務担当理事が委員長を務め、専門部会に加える専門分野の教授若干名は委員長が指名することになっています。やはり、この問題について総務担当理事に権力を集中していることが明らかで、実に危険な会議ということになります。
- (5) の項目において、専門部会において出された申請の審議することになっていますが、いくつも問題点を指摘することができます。

(A) まず①において、公的機関が公募する競争的資金制度を、一般的な競争資金と同じ手続きとすると述べており、防衛装備庁からの軍事的安全保障研究の問題点が何ら意識されていないこと、

(B) ②では「公募研究であり、外部有識者を中心とした審査委員会で選定される仕組みであること」としているが、防衛装備庁の競争的資金は過去2年間において外部委員による審査会で決定されたかのように見えるが、採択された課題を見れば審査に手心を加えられたと見られることは明らかで、一種の「インサイダー採択」があったと思わざるを得ません。むろん、これは直接証拠があるわけではありませんから表立って問題にできないのですが、そのような疑いを持たせるような採択結果であったことは明白で、審査委員を外部有識者で揃えたことで審査の公正さの問題がクリアされているわけではないことを注意すべきです。

(C) また④において、「成果の幅広い活用が期待できる基礎的研究であること」としていますが、「基礎研究」と銘打っているからといって「成果の幅広い活用が期待できる」わけではないことです。つまり、基礎研究という言葉だけであたかも「幅広い活用」条件が満たされてかのように思う（あるいはそう思いたい）のは間違いです。やはり、その基礎研究が何を目的としているかを押さえなければなりません。応用を全く考えない工学的開発の基礎研究はあり得ないのでから。

(D) そして何より、⑤「応募する研究テーマが戦争を目的とした研究でないこと」と、いかにも平和目的に限るかのように言っていますが、その内実をよく考えねばなりません。防衛装備庁の募集目的は「将来の装備化に向けた基礎研究」としており、戦争を直接の目的としてはいなくても、その研究が実際の応用研究や実用研究を通じて装備化される可能性があり、それは結果的に戦争を目的とした研究に結びついていくことになるからです。軍事に絡む基礎研究は、当然戦場で実地に应用することを前提に考えられており、それは戦争と直結すると言うべきです。直接に武器として、あるいは武器の付属装置としての開発ではないからといって、その開発の最終目的が何であるかを考えねばなりません。果たして、防衛装備庁がまったく戦争に関係のない装備開発のために資金を提供するのでしょうか。

(E) 続く⑥においてはうって変わって、「研究の成果が破壊的行為に悪用されることを認識し」と、先の⑤とは違って兵器として使われ破壊行為に使われる可能性に



ついで言及しており、やはり「軍事研究」であることを認めていることは確かです。その場合に、「研究の実施、成果の公開にあたって、社会に許容される適切な手段と方法を選択した申請であること」としてはいますが、ここで述べている「適切な手段と方法の選択」とは、結局研究発表を秘密にし、防衛省とのみ情報交換すべきと述べていると解釈するしかありません。そのような「破壊的行為に悪用される」可能性のある研究には一切踏み込まない、資金援助も断ると、なぜ言わないのでしょうか。

( F ) ⑦の成果の公開については、防衛装備庁も神経質に文章を発表していますが、明らかなのは「成果の公開は完全に自由です」とは一言も言わず、研究者に対し「制限されることなく公表することができる」としか言っていません。しかし、学会発表などの公的発表に関しては、プログラムオフィサー( P O )への通知、つまり事前の確認が必要との要件は緩められていないのです。明確な禁止事項は言わないものの、 P Oを通じてのコントロールを考えているとしか考えられません。研究者側は、研究の完全な自由発表との言質を取るまでは、安易に彼らの言う「公開」を認めてはなりません。知的財産の帰属については、契約書を克明に読み、果たしてどこまで研究者に属し、どこから防衛省のものになるかを具体的に明らかにする必要があります。微妙な言い方をしているところに特に注意が必要であることは言うまでもありません。

( G ) ⑧に「資金提供元による適切な進捗管理の下で、過度な干渉を受けることなく研究を進めることが見込まれる」と書いていますが、これはあくまで研究者側が期待していることであって、実際にそれが「見込まれるか」どうかは始まってみなければわかりません。 P O がどう干渉し進捗管理するかはあらかじめ予測し得ないのに、あたかも研究者側の期待や希望通りであるかのように、実に楽観的に考えている安易さを指摘しておきたいと思います。

( H ) ⑨においても、「研究成果が特定秘密等に規定されるものにならないこと」としているのですが、特定秘密に規定するかしないかは、私たちが決められること

ではありません。従って、この条件は何ら意味のある制限をしたわけではなく空疎な文章と言わざるを得ません。また、防衛装備庁は委託研究の公募に当たって「研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません」と書いていますが、これもほとんど言葉上のトリックに過ぎないことを押さえておく必要があります。なぜなら、「防衛省は特定秘密保護法の指定権限を持つ省庁であり」(内閣情報調査室)、法律として権限が行使されることになれば、このような一片の通達文章よりも優先されるのは当然なのです。つまり、いかに公募文章や契約書に書かれていようとも、「特定秘密保護法」の名で指定されれば、それで国家秘密になってしまうのです。私たちは、希望的観測でこうあって欲しいと願い、そのようにできそうに思い込みたくなるものですが、実際にはそんな甘いことは許されず、法は冷酷に執行されることを知っておかねばなりません。

( 6 )、( 7 )において「戦略企画会議の結果」という言葉が使われていますが、「結果の決め方」には何らの規定がありません。これも会議体設定の条件を満たしておらず、結局は議長一存にされるのではないのでしょうか。

< 2 > さらに「2. 競争的資金制度に該当しない場合の取扱い」が2項目にわたって書かれています。ここで気になるのは( 2 )で、「安全保障に関わる、公的機関からの公募によらない共同研究等( 予算を要しない場合を含む。 )、又は民間企業等からの共同研究、受託研究の申し出があった場合は、研究実施の可否の判断については上記1の取扱いを準用する」と書かれていることです。そうすると、例えば米軍との共同研究や軍事研究に絡む産学共同については「準用」となり、判断が甘くなる可能性が高くなります。1つでも目こぼしをして認めてしまうと、それが習慣となってどんどん拡大していく危険性があるのです。安全保障に関わる問題は、どのような条件であれしっかりと対応することが大学の執行部の責任であることを明確にしておくべきだと思います。

以上、豊橋技術科学大学の「競争的資金制度等による安全保障研究の取扱い」の問題点について、詳細に批判しました。大学や研究機関における審査制度、また学協会におけるガイドライン作成する際にあたっての参考にしていただければ、と思います。

# 明治学院大学国際平和研究所主催シンポジウム 「軍事研究と大学」（3月19日）に参加して

浜田 盛久

3月19日（日）午後、明治学院大学国際平和研究所（白金校舎）において、「軍事研究と大学」というテーマの国際シンポジウム（日本パグウォッシュ会議後援）が開催され、3名の科学者が講演をしました。シンポジウムは、高原孝生所長の司会・進行により進められました。参加者は、年度末の大学で、日曜日の午後という時間帯も影響してか、20名程度と少人数でした。明治学院大学国際平和研究所は、軍学共同反対連絡会発足シンポジウム「軍に奉仕する科学になるのか」（2016年10月28日）を後援して下さった研究所です。

ドイツのハンブルグ大学から招かれたユルゲン・シェフラン教授は、「軍事研究開発と学界：ドイツからの視点」と題して講演をしました。シェフランさんは物理学者であり、気候変動を研究されています。気候変動は人類にとっては大きな脅威であり、戦争を誘発しうる一つの要因となっています。このことが、シェフランさんに、科学と軍事の問題へ関心を向けさせています。シェフランさんの講演はまず、第二次世界大戦後の米国における科学者の軍事協力から始まりました。米国の軍事費は、戦後、一貫して増え続けており、今や、世界の軍事費の1/3以上を米国の軍事費が占めること、その軍事費から民間の基礎研究に対する多額の助成が行われていること、さらに米軍自身が民間の技術の恩恵を受けていることなどの実態が紹介されました。

次に、シェフランさんの母国であるドイツに話題が移りました。ドイツは近年、軍事予算を増額したり、欧州共通の核兵器プログラムの可能性について話し合いに参加するなど軍拡を進めており、米国トランプ政権が更なる軍拡圧力をかけてくることが予想されます。ドイツでは、軍事研究航空機メーカーのエアバスに代表される軍事企業による民間レベルでの軍事研究が既にあるとのこと。ドイツ連邦政府だけでなく、NATOやEUといった欧州の枠組みでも軍事研究が行われています。欧州の宇宙研究は平和目的という建前があるものの、デュアルユースの名の下で軍事研究が行われています。デュアルユース研究には、ミュンヘン工業大学、ケムニッツ工業大学などの一部の大学が積極的に関わり、ドローンや無人航空機の研究を行っています。

こういった軍事研究の広がりに対して、ドイツの市民や科学者が黙っているわけではありません。ドイツにおける軍事研究反対の動きで特筆すべきことは、大学の学則に非軍事規定（シビル・クラウゼ）を導入する運動に、学生団体などが積極的に取り組んでいることです。こうした運動を背景として、シビルクラウゼを採択し、「研究を平和利用すべきだ」と態度表明する大学が急速に広がっていることが講演の最後に紹介されました。こういったドイツの大学での取り組みには、日本の各大学において今後、軍学共同反対の機運を盛り上げていく上でのヒントが詰まっていると思いました。

東京工業大学の山崎正勝名誉教授は、「戦後日本の科学者の平和主義：その今日的意義」と題して講演しました。日本学術会議が1950年に「戦争を目的とする科学研究に絶対に従わない」とする声明を発表した経緯や意義を報告しました。「科学者としての節操を守る」の文言など、「戦時中の軍事協力や言論弾圧を経験した当時の科学者の思いが声明に込められており、改めて科学者の間で軍事研究の是非について議論する必要がある」と訴えました。慶應義塾大学の小沼通二名誉教授は、「軍学共同」と日本学術会議のいま」と題して講演し、3月7日に発表された日本学術会議の新声明案について、「安倍政権が軍事化を強める中で議論を深め、意義のある内容になった」と評価しました。

## 2月24日「大学の軍事研究の問題等を考える議員連盟」発足

呼びかけ人は、阿部知子、有田芳生、石橋通宏、糸数慶子、井上哲士、江崎孝、小熊慎司、神本美恵子、川田龍平、小池晃、小西洋之、近藤昭一、仁比聡平、杉尾秀哉、玉城デニー、照屋寛徳、徳永エリ、中川正春、難波奨二、白眞勲、福島みずほ、藤田幸久、真山勇一、山本太郎、吉川元の皆さん。3月3日には軍学共同反対連絡会と議員連盟との1回目の意見交換会が行われました。今後もそれぞれの立場をふまえながら、院内外で軍学共同反対の闘いを協同で進めていきましょう。

## 【武器輸出反対ネットワーク (NAJAT) 声明】

### 武器輸出三原則撤廃から3年

### 戦争放棄と平和主義の原点に立ち返り、今こそ武器輸出禁止を法制化せよ

4月1日は誰もが無邪気な嘘・冗談をついていいというエイプリル・フールの日です。

3年前のこの日を選んで、安倍政権は、日本国憲法第9条の平和主義の理念を反映し、「国是」として定着してきた武器輸出三原則を撤廃しました。代わって、「防衛装備移転三原則」なるものが閣議決定のみで策定され、武器輸出は原則禁止から原則解禁へと大転換しました。

本気で武器輸出が平和構築につながると考えているのならば、閣僚たちにとっては嘘でも冗談でもないでしょう。しかし、「安全保障」のためなら平和主義に反する武器輸出も積極的にやるべきだという根本的な政策転換をこの日を選んで、国会や主催者を無視して行った行為は、憲法の理念に対する倫理的なクーデターであったと言わざるを得ません。それはもはや「無邪気な冗談」ではありません。

アフガニスタン、イラクで行われたアメリカ主導の「対テロ戦争」は次々に新たな「テロと戦争」を産んでいます。長引く低強度戦争や「ホームグラウンド・テロ」は世界に拡大し、もはや收拾不能な状態になっています。最初はアメリカの戦争に反対しながら、今や対テロ戦争に乗り出し、海外への派兵や空爆を行う国々も出ています。シリアやイエメンを舞台に、新興国を含む各国が利権を振りかざし軍事力を競い合っています。そこに惜しみなく新型兵器が注ぎ込まれ、軍需産業は各国の国富を奪っているのです。

世界は再び再軍備・軍拡の時代を迎えています。この時にあって、日本政府は、そして市民や企業はどうあるべきでしょうか。戦争ビジネスの世界に参



川崎重工へ「軍用機を輸出しないで」と申し入れ  
(2月15日)

入し、武器を世界に売ることによって「安全保障やセキュリティを強化する」と強弁する「積極的平和主義」という倒錯した考え方を信じる道をこのまま歩んでいいのでしょうか。

武器は持っていれば済むものではなく、実戦で用いられることでその効果が実証され、それがセールスに反映します。そして、使われた武器を修理し補充することで、軍需産業は回転します。このサイクルに依存する企業は、やがて軍需から抜け出せなくなり、武器の消費としての戦争を待望するようになります。輸出を解禁してセールスを国が後押ししたり、予算を組んで研究開発を促したりすれば、「軍産学複合体」が形成されて、「戦争を欲する国」になっていくのです。

相手を上回る「技術的優越」をめざすという発想は、軍拡競争を促進するという悪循環に陥ります。その論理は核兵器の保有にまで行きつく恐れがあります。また大学や研究機関は、予算を通して軍需に隷属し、奉仕する関係になっていくでしょう。

戦争を放棄し、紛争を武力で解決する考え方をやめたと宣言したはずのこの国が、そのような道を選択することに道義的な問題を感じないとしたら、植民地主義と第二次世界大戦の犠牲から得た教訓はどうなってしまったのでしょうか。

まだ民主主義と平和主義を宣言した憲法は健在です。ここが折り返し地点です。

今こそ、世界に拡大する「テロと戦争」の影を阻み、これ以上被害者を産み出さないように、軍需産業の縮小と武器取引の制限・禁止を進めるべき時です。そのために、日本はあの武器輸出禁止三原則をとり戻し、さらに率先して武器輸出禁止を法制化すべきです。

私たちは、閣議決定3年のこの日に、思いを新たにして、訴えます。

2017年4月1日

武器輸出反対ネットワーク (NAJAT)  
新宿区下宮比町 3-12 明成ビル 302 3.11 市民プラザ

# 安全保証技術研究推進制度を撤廃せよ！ 防衛装備庁に6700名の声をつきつけた！ 3月7日

3月7日、午前、緊急署名呼びかけ人代表の池内了氏が2月末までに集まった署名6700筆を防衛装備庁に手渡し、安全保障技術研究推進制度の撤廃を要求した。署名簿とともに、寄せられた多くの声もプリントして手渡した。その中には、ノーベル賞受賞者の梶田先生の署名も含まれている。さらにこの日の午後、日本学術会議の「安全保障と学術に関する検討委員会」の場で、杉田委員長をはじめとする参加委員全員に署名のコピーを手渡した。あわせて軍学共同反対滋賀連絡会による日本学術会議宛の署名も手渡した。(下の写真は防衛省前で訴える池内氏)



**全国大学高専教職員組合（全大教）中央執行委員会は3月31日に「日本学術会議『軍事的安全保障研究に関する声明』を支持し各大学等における議論を呼びかける」との声明を發した。**

(全文は軍学共同反対連絡会のHPから見る事ができる。その一部を転載する。)

今回の日本学術会議の声明は、防衛装備庁の資金が問題が多いものとしていえる。各研究者、各研究機関はこの声明に答え、2017年度と同制度の募集に対しては、毅然として応募しない姿勢をしめすべきである。また声明が呼びかけているとおり、大学等の研究機関、学協会、科学者コミュニティそれぞれが、軍事研究とみなされ得る研究の適切性の判断基準と、それを審査する体制を確立することが求められている。現時点では未だその議論の入口に立っているにすぎないのであり、より広い社会の人々との議論を積み重ね真摯な取り組みが求められている。

あわせて各大学等の関係者には、全大教中央執行委員会声明でわたしたちが主張した、軍事研究が大学等に持ち込まれた際に起こる、学生や留学生の現在および将来にわたる不利益について、責任ある立場で考えることを求める

## 軍学共同反対 安倍政治を糺す大学人シンポジウム

2017年4月9日(日) 13:30—16:30

会場 明治大学リバティタワー1階 1011 教室 参加費 1000円

### 【第一部 軍学共同反対—大学と学問の危機に抗して】

報告1 小森田秋夫…「日本学術会議における審議経過」

報告2 池内 了 …「軍学共同の問題性」

シンポジスト 報告者&香山リカ・大学有志の会  
石田英敬(コーディネーター)

### 【第二部 安倍政治を糺す】

報告1 佐藤 学 …「森友学園問題の本質」

報告2 高山佳奈子…「共謀罪の危険性」

**主催 安全保障関連法に反対する学者の会**

共催 首都圏大学・市民有志連絡会/軍学共同反対連絡会/明治大学教職員組合

## 軍学共同反対連絡会

共同代表：池内 了・野田 隆三郎・西山 勝夫

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に「軍学共同反対連絡会」と明記してください。

小寺 ([kodera@tachibana-u.ac.jp](mailto:kodera@tachibana-u.ac.jp)) 赤井 ([ja86311akai@gmail.com](mailto:ja86311akai@gmail.com))